

令和 8 年第 3 回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 8 年 3 月 2 5 日（水）午後 2 時 0 0 分

場 所 白河市役所 本庁舎 正庁

2. 会議構成人員（3 8 名）

出席農業委員（1 5 名）

欠席農業委員（4 名）

出席農地利用最適化推進委員（1 8 名）

欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 2 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 3 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 4 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の意見について

◎開 会

事務局長 皆さま、改めましてこんにちは。本日は、議案審議終了後に、地域計画の変更について、担当である農政課、職員に説明をいただいた後に、皆さんの意見を頂戴して農政課へ返す、ということを付け加えていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和8年第3回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が6件、農地法第4条関係が1件、農地法第5条関係が5件、農用地利用集積等促進計画関係が15件、合わせて27件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人ではありますが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議いたします。
事務局より朗読します。

事務局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があるので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。
令和8年3月25日提出。会長大戸文治。

なお、農地法第3条その5については、農地法第5条その3と関連がありますので、農地法第3条その6の前に農地法第5条その3の説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ただいま事務局より説明がありましたが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 事務局に説明させます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条について説明申し上げます。

【その1からその5朗読】

次に、ページが飛びまして、22ページをご覧ください。

農地法第5条その3について説明申し上げます。

【第5条その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

次に、ページが戻りまして、6ページをご覧ください。

【その6朗読】

以上、その1からその6までの案件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします
ます。

以上です。

会 長 農地法第3条その1について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る3月23日、委員と譲受人が立会いの下、申請の内容
について確認しました。譲渡人につきましては、都合がつかないということで、電話にて確
認し、双方とも、内容について間違いがないとのこと。今回の申請による周辺農地への
影響は特に問題ないと思います。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月21日、委員と譲受人の従業員立会いの下、現地調査
を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いがないとのこと。今回

の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。また、譲渡人とは電話で確認し、間違いのないことです。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、3月23日に委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月22日に委員と譲受人立会いの下、現地調査を行いました。なお、譲渡人については、当日どうしても用事があるということで、電話で確認し、申請内容について間違いのないことを確認を取り付けました。譲受人立会いの下、現地調査を行い、申請内容に問題がないということです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 報告します。今回の申請について、去る3月20日、電話で譲渡人に、3月23日、現地立会いができないということで、申請内容について間違いのないことを確認しました。

譲受人には、3月23日、現地でお会いし、申請内容について確認、間違いのないことでした。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。

皆様のご審議のほう、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

さきに説明がありました農地法第5条のその3については、この後の農地法第5条の議案の中で審議いたします。

農地法第3条その6について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、3月23日、委員と譲渡人と譲受人の両名の代理人である行政書士立会いの下で現地調査を行いました。なお、譲渡人と譲受人には、当日現地に来られないということで、電話にて申請内容に間違いないと確認をいたしました。この申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和8年3月25日提出。会長大戸文治。

会 長 農地法第4条その1について審議いたします。

事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、6ページをご覧ください。

農地法第4条その1について説明申し上げます。

【その１朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第２種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る３月21日に委員と申請代理人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その１について原案のとおり決定いたします。

◎議案第３号

会 長 次に、議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について。農地法第５条第１項の規定による転用のための申請があったので、同条第３項において準用する同法第４条第４項及び同条第５項の規定により審議するものとする。令和８年３月25日提出。会長大戸文治。

会 長 農地法第５条その１について審議いたします。

事務局に説明させます。

事 務 局 それでは、12ページをご覧ください。

農地法第５条その１について説明申し上げます。

【その１朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第３種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、21日に委員さんと譲渡人、譲受人立会いの下、確認いたしました。今回の転用による周辺農地への影響については、問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議いたします。

事務局に朗読させます。

事 務 局 それでは、17ページをご覧ください。

農地法第5条その2について説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 報告します。今回の申請について、去る3月23日に現地調査を行いました。譲渡人には3月20日に電話で、現地調査はできないということで、申請内容について確認し、間違いないとのことでした。譲受人の担当にお会いし、申請内容について確認しました。また、代理人の行政書士にも出席してもらい、確認しました。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議のほう、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議いたします。

その3については、先ほど事務局より説明がありました。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 報告します。今回の申請について、去る3月23日に、譲渡人が現地立会いができないということで、3月20日に電話で申請内容について間違いないことを確認しました。譲受人には、3月23日、現地でお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内

容に間違いないとのことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議のほう、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、27ページをご覧ください。

農地法第5条その4について説明申し上げます。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月23日に委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人に現地でお会いし、申請内容について確認いたしました。双方とも申請内容について間違いないとのことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、32ページをご覧ください。

農地法第5条その5について説明申し上げます。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、3月23日、委員と譲渡人2名、そして、譲受人、共に行政書士に委任状を提出しておりましたので、行政書士の従業員と共に現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りをし、申請内容に間違いはないということでございます。今回の申請につきましては、駐車場ということで、周辺の農地には特に問題ないかと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について審議します。

この件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項規定による農用地利用集積等促進計画の意見を求められたので審議するものとする。令和8年3月25日提出。会長大戸文治。

会 長 ただいま議題となっております農用地利用集積等促進計画について、ご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、意見がない旨を報告いたします。

◎その他

会 長 以上、本会議に提案されました議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局お願いします。

事務局長 冒頭お伝えしましたように、これから、地域計画の変更について説明をさせていただきます。

農 政 課 お手元にある地域計画変更内容一覧を基に説明させていただきます。

地域計画、まずこちら、令和5年4月1日から、法律のほう改正されまして、施行に当たって、令和6年度、白河市内18地区で地域計画を作成しております。

令和7年度につきましては、変更ということで、主に変更したところが、目標年度の変更。令和11年度から県の基本構想が変わっておりますので、それに伴い市の基本構想も変えたので、目標年度を令和16年度にさせていただきました。地域計画のほうも目標年度を令和16年度とさせていただいております。

また、地域計画の中で農業担う者ということで位置づけられている方々が今回追加されておりますのが、金山、古関、社、信夫第一地区、信夫第二地区、釜子地区、小野田地区、こちら、記載のとおりです。また、あと、亡くなった方もいらっしゃるので、そういった変更もさせていただいております。

以上になります。

事務局長 という説明になります。

この地域計画の変更について、何か皆さん、意見等ございましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

事務局長 分かりました。意見なしということで、農業委員会事務局から農政課に意見なしの書類を提出したいと思います。ありがとうございます。

最後になりますけれども、次回総会の日程になります。4月30日金曜日の午後2時より、ここ正庁での開催となります。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、令和8年第3回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2時 53分)
